

仕 様 書

千葉市立稲毛国際中等教育学校

1 契約名称

千葉市立稲毛国際中等教育学校オンライン英会話指導業務委託

2 目的

令和4年4月に開校した稲毛国際中等教育学校において、グローバル・リーダー育成のため、1学年及び2学年の生徒を対象にオンラインによる英会話指導を行う。

3 オンライン英会話の業務内容

以下「9」に記載する講師は、マンツーマンで次の業務を授業および家庭学習で行う。

- (1) 生徒の能力に応じた指導及び支援を行う。
- (2) レッスンごとに生徒の良かった点や改善を要する点などをコメントするなど評価する。
- (3) 月ごとに生徒の取組状況等を本校担当者に報告する。

4 実施期間

令和5年10月4日から令和6年3月31日の間の学校が指定する日

5 実施対象生徒

- 1 学年生徒 160名 (40名×4クラス) ※英語の授業は、40名を2クラスに分けて実施
2 学年生徒 159名 (40名×4クラス) ※英語の授業は、40名を2クラスに分けて実施

6 実施場所

- (1) 授業内での実施の場合は本校教室
- (2) 家庭学習の場合は各生徒の家庭からの接続により実施
※いずれも千葉市配付のChromebookによる接続

7 英会話講師の人数

- (1) 学校での授業の場合、1レッスンにつき40名
- (2) 家庭での実施の場合、開始希望予定時刻の72時間前までの申請により対応する。
※予約のキャンセルについては、本校担当者と協議し、決定する。

8 実施回数と実施時間

年間15回程度 (1レッスン30分程度)
※回数の内訳については、本校担当者と調整して決定する。

9 オンライン英会話講師の資格及び条件

- (1) 英語を母語とするかまたは同等の英語力を有し、標準的な英語の発音、リズム、イントネーションができ、かつ指導できる者。
- (2) 大学以上の教育機関を卒業した者等で、外国語としての英語教育に関する資格（TESOLなど）、能力又は適性がある者。
- (3) 業務の履行に必要な水準の資質、能力、教授技術を有する者。
- (4) 積極的に生徒と会話をを行い、熱意をもって指導にあたること。

10 事業者の業務

- (1) 労働関係法条の責任を果たすとともに、適切な教育指導と業務命令を行う。
 - ①本校の担当者との連絡・調整
 - ②本校の担当者と連携し配置計画の作成
 - ③研修の実施
 - ④サービス指導及び労働管理
 - ⑤レッスン中の指導と支援
 - ⑥指導スタッフが行う業務について改善を要する場合の指導等の対応
- (2) 年間の授業計画に基づき、受講する生徒数に応じた講師を適切に配置する。
- (3) 学校レッスンの1週間前までには、英会話講師の配置人員を通知し、学校担当者と調整を図る。
- (4) 学校での授業中は、専任のスタッフがオンラインで待機するなどし、レッスンが円滑に進むようサポートする。
- (5) 学校での授業を受けられなかった生徒に対して自宅での振替レッスンを受けられるようにする。
- (6) 個別最適な学習ができるように、生徒の到達度に応じた即興的な会話ができるような教材を用意する。
- (7) 学校の担当者と連携し、レッスンが円滑に行われるように調整を図る。
- (8) 家庭学習を生徒が実施した場合には、実施状況を学校に報告する。

11 その他

- (1) 業務履行にあたり、必要な関係法令を遵守するための経費は事業者負担とする。
- (2) 業務履行にあたり、事業者は千葉県個人情報保護条例を遵守するとともに、英会話講師にも指導を徹底する。
- (3) 本仕様書に記載なき事項で疑義が生じた場合は、事業者と契約者双方協議の上、決定する。